本人なりすましによる住民票の写しや戸籍謄抄本

などの交付請求を防止し、あわせて市民の個人情報

を保護するために、証明書の交付請求時において、

身分証明書の提示を求めることによる本人確認を実

住民票の写し、除票の写し、住民票記載事項証

戸籍謄抄本、除籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本、

市県民税関係証明、固定資産税関係証明、納税

外国人登録原票記載事項証明書、身分(身元)

交付請求をする人(窓口に来る人)について、身

平成 19 年度から「物品等指名願い」の提出が必要

午前8時30分~正午、午後1時~5時

となります。菊池市が発注する物品等に関する入札に

参加を希望する場合は、指名願いの提出が必要です。

分証明書の提示をしていただきます。

市民の皆さんのご協力をお願いします。

本人確認の実施日 4月2日(月)から

証明書交付請求の際の本人確認

○対象となる証明書

• 住民基本台帳関係

受理証明書など

• 税務証明関係

証明書など

本人確認の方法

申請書の受付など

提出方法 持参または郵送

受付期間(土・日を除く)

郵送先 〒861-1392

4月2日(月)~4月27日(金)

※郵送分も期限内必着でお願いします。

受付場所 菊池市役所財政課管財係(本庁2階)

菊池市隈府888番地 菊池市役所財政課管財係

平成 19 年4月 1日から平成 21 年3月 31 日まで

※有効期間は原則2年間ですが、必要が生じた場合は、

延期または短縮を行なうことがあります。

その他

戸籍簿関係

明書、戸籍の附票など

各種証明書の交付請求の際には

窓口に来た人の身分証明書が必要になります

平成19・20年度に菊池市が発注する物品等(工事・委託関係は除く)

に関する入札参加資格審査申請の受付を行います

何もお持ちでない人

は、窓口で口頭により

聞き取りおよび告知書

の送付をさせていただ

本人確認に必要な書類

①運転免許証・パス

ポート・住民基本台

帳カードなど官公署

発行の顔写真付の身

②健康保険の被保険者

証、年金証書(手帳)、

らと同等のものを2点

各総合支所民生課市民係

より確認をさせていただきます

恩給証書、介護保険被保険者証、生活保護受給証

明書、写真のある社員証および学生証またはこれ

③上記②のものを1点の場合、口頭での聞き取りに

④上記①、②をお持ちでない人は、口頭での聞き取

りおよび告知書を送付させていただきます

問い合わせ先 市民課市民年金係 または

申請書および申請の手引き等の配布場所

ンロードにご協力ください。

十分ご注意ください。

から確認できます。

問い合わせ先 財政課管財係

ください。

菊池市役所財政課および各総合支所総務振興課に置

いてあります。または、菊池市ホームページ (http://

www.city.kikuchi.kumamoto.jp) からダウンロー

ドしてください。できるだけホームページからのダウ

提出書類の一覧や記入方法などを記した「申請の手

引き」および「作成要領」をよくご覧の上、記入して

その他 申請後の審査で、菊池市工事入札参加者格付

要綱を準用しますので、申請者が第2条および第3条

に該当する場合は、欠格および除外となりますので、

第2条および第3条の条文は、菊池市ホームページ

分証明書

) 存 知

ਰੋ 自信がな. など、

理を行います。 預貯金の管理など、 いきます。介護サービスの八に代わって必要な契約なれ権 費用の支払 爻払いを行います。介護サービスの

ます。判断能力が衰えているこ合、支援者の同意が必要になり 契約などの法律行為がある場の意権・取消権 けこまれ、 されてしまった場合、 同意がなく契約 その契約を取り消 不必要なもの

●利用者の状態によって受けら 成年後見制度には、法定後れる支援は違うのですか?

じて3つの制度にわけられてい度は利用する人の判断能力に応度があり、さらに、スズラ゙ネ 制度と任意後見制度の2つの制成年後見制度には、法定後見

一申立てのできる人一申立てのできる人本人、配偶者、四領本人、配偶者、四領

本人の住所地にある家庭裁判

^{珪)や日常生活での様々な契約} 人に預貯金の管理など(財産管 ですか? 成年後見制度ってどんな制度 知的障害、 精神障害 契約や

言や支援。 などの処分、 に関する契約などについての助 身上監護 八の預貯金の管理、 とにつ

生活にかかわってくる契約など続きや費用の支払いなど、日常 具体的にはどんな支援が受け の入退所の手

行為を取り消す

法定後見制度 任意後見制度 住所・氏名・年齢な 住所・氏名・年齢等は 生活に重大な問題はない どが分からず財産管 分かるが複雑な計算や が契約内容の理解や財産 理ができない人 判断ができない人 管理に不安がある人 成年後見人 保佐人 仟意後見人 本人が行うすべての本人の同意を得た上 本人の同意を得た上で 法律行為。日常生活 で、家庭裁判所が定め 本人が選択して家庭裁判本人との契約で に関する行為(日用)た法律行為。また、本 所が定めた範囲の法律行定めた行為 人が行った重要な法律 行為に関する取り消し

> の支援。 介護 福祉施設へ ・福祉サ

理権)、本人のみで行った不利わって契約などを行ったり(代 支援する人が利用者本られますか?

士など本人の事情によって選任後見人などは親族や知人、弁護後見人などが支援する制度です。利用者の判断能力に応じて、

2のある-

分になった際、保護 6す。判断5理由から

平人にとって最も適切とB または法人など、家庭裁認

親族や法律および福祉の専門

人等にはどのような

家庭裁判所の監督

務について家庭裁判所に報告す

成年後見人等はその事

の職務ではありません。 護などは、一般に成年後見人等

ており、食事の世話や実際の介法律行為に関するものに限られ法律行為に関するものに限られしかし、成年後見人等の職務 ながら本人を保護・支援します身のまわりの事柄にも目を配り医療・介護・福祉など、本人の 2、福祉など、人等は、本人

の生活・

裁判所に審判を請求する手数料 成年後見 登記印 人等の役割は何です 断能力を確認す 郵便切 手など 断など

法定後見制度の場合が かかるので 収入印

23 広報きくち | 2007 APRIL-1 | | 広報きくち | 2007 APRIL-1 | 22

施します。

\textit{\alpha}(25) 1111 \textit{\alpha}(25) 1000 \textit{\alpha}(37) 3111 \textit{\alpha}(38) 2111